(4) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟な子どもの受け入れが可能であるだけでなく、一時預かり事業、相談、情報提供等地域の子育て支援のニーズを汲み取っていく施設であり、子育てに対する様々な不安や負担を軽減することが可能です。

認定こども園は、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度に幼保連携型認定こども園が創設され、本市では、その普及に関して支援を進めてきました。

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
幼稚園型	○か所	○か所	2か所	2か所	6か所	9 か所
幼保連携型	0 か所	3か所	5 か所	9 か所	9か所	12か所
計	○か所	3か所	7か所	11か所	15か所	21か所

図表 4-3-8 認定こども園の移行状況

また、平成30年度に実施したアンケート調査では、「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」として18.5%が実際に認定こども園を利用しているとの調査結果に対し、利用を希望したいとの回答が36.1%あり、子育て家庭における認定こども園への期待が大きいことが分かります。

これまでも本市では、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供と、地域の子育て支援の充実を推進するための重要施策として認定こども園の普及に努めてまいりましたが、本プランにおいても、各施設の意向を汲み取り、認定こども園の普及に向けた支援を図ります。

なお、認定こども園の普及にあたっては、私立幼稚園及び私立保育所の意向を積極的に支援するとともに、「横須賀市公立保育園再編実施計画」に位置づけられた公立保育所の認定こども園への移行も進めます。

本プラン期間内における認定こども園の設置数は次表のとおり、令和6年度には31 か所の設置を目指します。

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
幼稚園型	10か所	10か所	8か所	7か所	7か所
幼保連携型	12か所	16か所	21か所	24か所	24か所
計	22か所	26か所	29か所	31か所	31か所

図表 4-3-9 認定こども園の目標設置数

※意向調査(令和元年度)を基に作成

\ *A* \ *I* \ *A* \ \ \ \ \ \ \ \ *A* \ \ *A* \ \ *A* \ \ *A*

(5) 学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進 方策

乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、 このような時期に、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業が子どもやその家庭 に与える影響は決して小さくありません。

そのため、本市において、質の高い教育・保育等の提供を目指す子ども・子育て支援 新制度の総合的かつ効率的な推進を図るための取り組みを継続していくとともに、更な る事業の充実に向けた取り組みの検討を行います。

また、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が、これまで以上に子どもや子育て世帯から快適に利用してもらえるためには、市と事業者との連携及び協力が必要不可欠です。

子どもの処遇改善、職員の資質向上及び待遇改善等については、子ども・子育て支援新制度施行前より進めていますが、平成28年度からは神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の共同事業として「子育て支援員研修」を、平成29年度からは教育・保育施設や放課後児童クラブ等について、新たなリーダー的な役割を担う職員のキャリアアップを図るための研修制度が創設され、リーダー的な役割を担う職員に対しては、国の賃金改善に加え、市独自で賃金改善を行うなど、職員の待遇改善に努めています。

今後も引き続き、子どもの処遇改善や職員の資質向上、待遇改善を行い、より使いやすい事業の提供を図ってまいりますが、その際には、市と事業者や従事職員等と情報交換などを行いながら、適切な事業の支援及び運営を図ります。

さらに、幼児期の学校教育・保育のうち教育・保育施設と地域型保育事業者との連携・接続については、子どもの連続した育ちを保障し、子育て世帯が不安なく教育・保育を受けることができるよう、公立保育所等を活用するなど、地域型保育事業の連携施設の確保を積極的に支援します。

(6) 学校教育・保育と小学校等との連携の推進方策

子どもは、成長過程において、多くの人や環境との出会いを通して人格形成を築いていくため、様々な環境における遊びや学びなどの連続性と発達への継続した支援が確保されなければなりません。

そのため、子ども一人一人の個性や育ちを大切にして、小学校生活を送ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との交流事業や情報交換会等を実施するとともに、幼稚園幼児指導要録や保育所児童要録などにより子どもが培ってきた生活実態を共有します。

また、幼保小それぞれの理解を深めるための研修会や講演会等を開催します。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の考え方

子ども・子育て支援法の改正により、施設等利用給付制度が創設され、令和元年10 月から、幼児教育・保育の無償化に関して、対象者や対象事業が大幅に広がりました。

施設等利用給付費の支給(保育料の無償化)については、様々な給付方法が考えられますが、できる限り効率的・効果的な方法により、子育て世帯及び事業者が、無償化の効果を実感できるよう進めます。

(8) 児童虐待対策及び社会的養護体制の充実

①これまでの経過

ア)当初計画の策定(平成27年2月)

本市は国が平成 23 年7月に示した「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、平成 27 年2月に、平成 27 年度~令和 11 年度を計画期間とする「横須賀市社会的養護推進計画」を策定しました。

「横須賀市社会的養護推進計画」では、里親・ファミリーホームへの委託率(以下「里親等委託率」)の目標について、代替養育を必要とする子ども全体の1/3とした上で、施設養護から家庭的環境での養育を主にした体制に転換させるため、施設の小規模化・地域分散化を推進し、併せて里親やファミリーホームによる養育(家庭養護)を推進すること、さらには社会的養護を市民全体で担っていく風土を醸成していくことを目標とし、取り組んできました。

イ) 児童福祉法等の改正

一方、平成 28 年の児童福祉法の改正では、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正されるなど児童福祉法が抜本的に改正され、「子どもが権利の主体」、「子どもの最善の利益の実現」、「家庭養育優先」が明記されました。

また、平成 29 年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正では、在宅での養育環境改善のため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入等、司法の関与の強化などが図られました。

ウ) 国が示す方向性

この改正に基づき、平成 29 年8月に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」では、

- 子ども家庭支援の体制の構築、児童相談所改革等及び一時保護改革
- ・ 里親への包括的支援体制の在り方としてのフォスタリング機関事業の構築
- 乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ 地域分散化
- パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援

など平成 28 年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに実現に向けた改革の行程が示されました。

また、数値目標として、里親等委託率については、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率を75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」とする高い目標が示されました。

これらの理念や方向性の実現に向け、既存の計画の全面的見直しにあたり、国は平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を示しました。この策定要領では、地域の実情を踏まえつつも児童福祉法の理念や国における目標を念頭に置き、具体的な数値目標と達成期限を設定し、取り組みを強化することとしています。

工)横須賀市社会的"養育"推進計画の策定

本市においては、「横須賀市社会的養護推進計画」の中期計画(令和2年度~令和6年度)、後期計画(令和7年度~令和11年度)として、改定版を作成しました。 策定にあたっては、社会の介入ニーズの度合いが大きい子どもに限らず、子ども家 庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実がより求められていることから、 国同様に名称を「横須賀市社会的"養育"推進計画」に変更しています。

M ~ 1. A 1. A 7 A M

また、当事者の声を反映させるため、施設や里親・ファミリーホームで生活をしている子どもと、児童養護施設、里親・ファミリーホームで生活したことがある者にアンケートを行い、生活の状況等を把握しました。

②横須賀市社会的養育推進計画の目標値

家庭養育優先の一つである里親・ファミリーホームへの委託の推進について、改正児童福祉法の趣旨は理解するものの、過度に施設を小規模化させると、今まで培ってきた施設の組織力と専門性が弱まることが懸念されます。また、従来の周知・啓発では里親の登録数がなかなか増えないという課題もあります。さらに、代替養育を必要とする子どもの中で、病虚弱等児童または特別な支援を要する子どもは決して少なくありません。

このことから、委託先を検討するにあたっては、子ども一人一人の特性を十分に見極めることが最も重要であり、現実を見据えた本市の里親等委託率について、計画期間終了となる令和 11 年度の目標を 45%と定めました。

しかしながら、従来20%前後で推移してきた里親等委託率を2倍以上引き上げることは、大いなる工夫と努力が必要となります。目標を達成するため、里親会等と連携し、里親制度の広報啓発活動を積極的に取り組んでいきます。

また、社会的養護の中心を担ってきた施設の小規模化・機能転換を行うとしても、施設側の理解と連携が大変重要となります。

本市としては、横須賀市社会的養育推進計画に基づき、各種施策を推進するところではありますが、施設、里親、行政の各部門等の関係者がしっかりと連携して行くことが必要となります。仮にも、連携が十分でなく、どこかに無理が生じると「子どもの最善の利益の実現」が後退することになりかねません。

そのため、横須賀市社会的養育推進計画の各取り組みの実施にあたっては、国や県内の 児童相談所設置県市の動向等を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを含めて、柔軟に 対応していくことが必要であると考えています。

③社会的養育の方向性

ア)里親等委託の方向性

里親登録数を増やすための啓発については、従来から行っている周知等では、大幅 な増加は難しいと考えています。横須賀市社会的養育推進計画の策定を大きな転機と 捉えて、様々な団体や個人に対して重層的な啓発を行い、里親に対する支援について は、現在の里親からも強く求められていることから、里親養育包括支援(フォスタリング)業務の児童養護施設等への委託等が必要となります。

今後は今まで以上に、市と里親会と児童養護施設等が相互に協力のもと、里親全般への取り組みの強化を図ります。

イ) 児童養護施設等の方向性

児童養護施設等については、独自で福祉型障害児入所施設を有していない本市において、特別な支援を要する子どもが多く、また、虐待等により行動上や心理的問題を抱える子どもがいることから、早急な小規模化は困難ですが、横須賀市社会的養育推進計画の基本的理念の一つである「家庭養育優先」を推進するため、施設での養育を受ける子どもはある程度減少していくことが予想されます。

これからの児童養護施設等には今まで以上に幅広い社会的養育の領域での活躍をしてもらいたく、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、栄養士等の多職種連携による専門性を発揮し、ケアニーズの高い子どもへの支援の担い手となるとともに、里親養育包括支援(フォスタリング)業務の実施や地域分散化の方向となるファミリーホームの設置検討等を進めます。

M ~ 1. A 1. A 7 A M

4社会的養育推進に向けた取り組み

改正児童福祉法の3つの基本理念「子どもが権利の主体」、「子どもの最善の利益の実現」、「家庭養育優先」のもと、児童虐待予防対策から自立支援まで、地域に根付いた切れ目ない支援を行います。

子どもの支援の段階ごとに具体的な取り組みを定め、着実な実施を図ります。

取り組みの方向性 I 虐待の発生予防

- I − 1 地域における社会資源、関係機関等との連携による 地域全体での早期発見
- I −2 中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援
- I−3 様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援

取り組みの方向性 II 子ども主体の生活体制の構築

- Ⅱ-1 子どもの権利擁護の推進
- Ⅱ-2 里親等委託の推進
- Ⅱ-3 特別養子縁組の推進
- Ⅱ-4 施設の高機能化・地域分散化

取り組みの方向性II 自立支援、アフター・ケア

- Ⅲ-1 子どもが望む自立への支援
- Ⅲ-2 社会的自立に向けた基盤づくりの支援

取り組みの方向性IV 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実

Ⅳ-1 児童相談所の機能強化

Ⅳ-2 一時保護体制の充実

取り組みの方向性 I 虐待の発生予防

児童福祉法の改正により、「家庭での養育」が原則であることが明記され、子どもへの 支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援 しなければならないことが裏付けられました。

M ~ 1. A 1. A 7 A M

児童虐待対応件数が増加している中で、家庭での養育を継続するため、地域における 社会資源・関係機関等と連携し、また、虐待への対応強化のために新設する「こども家 庭支援センター」を中心に子どもに係る関係部局のより一層の連携・切れ目ない支援と ともに、福祉担当部局や教育委員会等と、更なる連携を図ることで、本市全体で虐待の 発生予防に取り組みます。

I-1 地域における社会資源、関係機関等との連携による地域全体での早期発見

町内会単位、行政センター単位等、様々な地域単位での見守り活動での気づきや関係機関が把握している支援ニーズは、虐待予防にとって大変貴重なものです。

子どもへの必要な支援の漏れを無くすため、地域の社会資源、関係機関等と連携を図り、虐待が疑われる家庭の早期発見に努めます。

また、虐待防止のための広報・啓発活動を継続的に実施します。

●主な取り組み

児童虐待防止協力体制 の整備	児童相談所が中心となり、保健・福祉・医療関係者、民生委員・ 児童委員、主任児童委員等との協力体制を構築し、連絡会や研修 会を開催することにより、虐待防止の推進を図ります。
横須賀市こども家庭地 域対策ネットワーク会 議の開催	児童の福祉に関する活動を行っている者の地域や経験を活用して、支援を必要とする子どもや保護を必要とする子どもへの具体的な対応方針を決めていきます。
児童虐待防止推進月間へ の取り組み	毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するための広報・啓発活動を行います。

I-2 中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援

本市は全国に先駆けて児童相談所を設置した中核市であり、市全域を一つの児童相談所で対応していること、また、児童相談課、こども家庭支援課(要支援児童担当)、こども健康課(母子保健担当)が同じ「はぐくみかん」内にある強みを生かし、迅速な連携と切れ目のない支援を実施します。

●主な取り組み

要支援家庭に対する支援の連携	児童相談課と、こども家庭支援課、こども健康課、教育委員会支援教育課がこども家庭地域対策ネットワーク会議の分科会で、要支援家庭の近況や支援状況について情報共有や進行管理を定期的に行い、連携して個別の状況に応じた適切な支援を行います。
妊娠・出産期からの連 携	妊娠期から出産・子育て期にかけて包括的で切れ目のない支援を 行い、個別ケアが必要と思われる世帯に対しては、必要な支援に 繋げます。
未就園児世帯等への訪問 からの連携	子どもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行い、養育環境等に問題がある世帯に対しては、迅速に支援方針を決定します。

Ⅰ-3 様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援

支援を要しない家庭から、見守りを要する家庭、さらに積極的な支援を要する家庭まで様々な状況に関わり、また、DV(ドメスティック・バイオレンス)の家庭環境を把握することで、より重篤とならないようきめ細やかな支援を行っていきます。

また、虐待に繋がると思われる家庭状況として、「経済的な困難」と「不安定な就労」 が高い割合を示すと言われていることから、子どもの貧困対策は、虐待の発生予防の 一部であるとの認識を持ち、支援に取り組みます。

●主な取り組み

子育てホットラインの 設置	子育てに関する悩みや相談について、24 時間 365 日いつでも対応ができる体制を整備します。
専門職員による相談体制	保健師や心理士などの専門職員による各種相談を実施します。
一時的な養育支援(子育て短期支援事業(ショートステイ))	疾病や育児不安の家庭を支援するため、乳児院や児童養護施設に おいて一時的な養育ができる環境を整備します。
育児支援を必要とする 家庭への訪問	関係機関等において養育支援が必要と判断された家庭に対して、 市が積極的に関与し、助産師やヘルパーが訪問支援します。
メンタルフレンドの派 遣	引きこもり等の子どもに対して、年齢が近く児童福祉に熱意のある大学生等をその家庭に派遣して、子どもの健全な育成・支援を 行います。
DV被害者支援	子どもの目の前でのDVは、虐待になることから、DV相談窓口と児童相談所が密接に連携と情報共有を図り、個別の状況に応じた一体的な支援を行います。

取り組みの方向性Ⅱ 子ども主体の生活体制の構築

代替養育や一時保護といった社会的養護を受けている状況であっても、「子どもが権利 の主体」であることは揺るがないことであり、何より一番に考える必要があります。

M ~ 1. A 1. A 7 A M

「子どもが権利の主体」であることを、社会の誰もが認識する風土を醸成し、「子どもの最善の利益の実現」のために、子ども一人一人にとってベストな選択ができる環境を整えていきます。

Ⅱ-1 子どもの権利擁護の推進

すべての子どもは、年齢及び発達段階に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先され、心身ともに健やかに育成される権利があります。

子ども一人一人の健やかな成長、自由に意見を発表すること、集まってグループ活動をすることを保障するとともに、施設職員・養育者への権利擁護に関する研修を実施します。

また、支援にあたっては、外国籍、性的マイノリティといった子どもの多様性を理解し、尊重していきます。

●主な取り組み

「子ども権利ノート」 の配布	施設(里親等)に入所が決まった子ども全員に、自分に権利の主体があることなどを記した「子ども権利ノート」を配布し、その理由をしっかりと説明します。
施設内への「意見箱」 の設置	「意見箱」は、子どもが意見、権利を示すことができる重要なも のである意識を持ち、設置を実施します。
施設内での「子ども会 議」の推進	子ども自らが主体的に意見等を出し合い、取りまとめる「子ども 会議」について、その意義等が着実に浸透するような取り組みを 行います。
施設職員及び養育者への権利擁護に関する研修実施	施設職員や里親、ファミリーホームの養育者に対して、「子どもの権利」の徹底のための研修を市が主体となって開催します。

Ⅱ-2 里親等委託の推進

本市の里親等委託率は、平成29年度末において21.5%であり、全国平均の19.7%より高くなっています。しかし、本計画の目標値である45%を達成するためには、 更なる取組全般の強化が必要です。

児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携して、里親養育包括支援(フォスタリング)として、里親の登録数を増やすための啓発活動、里親登録数の増加による質の低下を招かないための研修、里親への長期にわたる支援を実施します。

また、専門職員の活用、里親会との連携により、里親への支援を充実させます。

\ *A* \ *I* \ *A* \ \ \ \ \ \ \ \ *A* \ \ *A* \ \ *A* \ \ *A*

●主な取り組み

里親登録数増加への新 たな取り組み	市民フォーラムの開催、市内マスメディアでの周知、市内商業施設での啓発活動など今まで実施していない新たな取り組みを充実させます。
里親研修・里親訪問等 の実施	児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携して、里親向け研修 や委託前後の里親への訪問等を実施し、里親を包括的に支援しま す。
専門職員による支援の充実	児童相談所の里親相談員や専門職員、児童養護施設等の里親支援 専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実します。
里親会との連携	里親会の活動を支援するとともに、「里母会」等と連携を図り、里 親のより良い養育体制を築きます。

Ⅱ-3 特別養子縁組の推進

平成 28 年の児童福祉法の改正により、特別養子縁組は、永続的解決(パーマネンシー保障)の手段の一つとして位置付けられました。

本市では、平成27年度から行っている民間あっせん団体との協働による特別養子縁組の推進や、民間あっせん団体に登録している養親が、本市の子どもをできる限り新生児期から養育して愛着関係の構築を図るといった取り組みを実施しています。

これらの特徴を生かして、今後も養子縁組里親の登録促進と併せて県内児童相談 所と連携し、特別養子縁組の成立数の増加を目指します。

●主な取り組み

民間あっせん機関との協働	現在連携している4つのあっせん機関の特徴を踏まえ、安全なマッチングを図ります。
「思いがけない妊娠」 への対応	「にんしんSOSカード」を市内医療機関等に配布し、特別養子 縁組が選択肢の一つとなるよう、周知・啓発を行います。
養子縁組里親の周知	里親登録数増加の取り組みと併せて、養子縁組里親の制度等の周知を図るとともに、登録数の増加を目指します。

Ⅱ-4 施設の高機能化・地域分散化

児童養護施設においては、引き続き社会的養護を必要とする子どもの支援全般に 取り組んでもらうとともに、施設の地域分散化を検討します。

乳児院においては、乳児に特化している専門性のもと、乳児の一時保護や病虚弱等児童の対応全般など、乳児院にしか担えない業務の更なる高機能化を図ります。

●主な取り組み

施設の機能強化	国の基準を上回る職員配置や職員の処遇改善、学習指導講師の派 遣等、市独自の補助を実施します。
里親啓発・支援の実施	里親啓発や里親向け研修等の里親養育包括支援(フォスタリング) 業務を実施します。また、施設の里親支援専門相談員を活用して、 里親への全般的な支援を充実させます。
親子再構築への取り組み	家庭支援専門相談員を配置し、児童養護施設等の子どもの家庭復帰に向けた親子の再構築支援を実施します。
ファミリーホームの設置検討	施設の地域分散化を図るため、ファミリーホームの設置検討を行います。
施設、里親・ファミリーホーム退所者への自立支援	18 歳を迎えて、施設や里親・ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。

M ~ 1. A 1. A 7 A M

取り組みの方向性皿 自立支援、アフター・ケア

社会的養護の子どもにとって「自立」は精神面・金銭面などにおいて、とてもハードルが高く、簡単には進まないことが多くあります。

また、当初は順調であった自立後の生活でも、些細なことでドロップアウトしてしまう場合があります。

子ども一人一人が望む自立ができる環境を整備し、自立後であっても、いつでも相談ができる場を整え、自立後の「安心」を確保します。

Ⅲ-1 子どもが望む自立への支援

大学等への進学については、希望と実績との差が出ています。また、就職先について、希望がかなわない現状もあります。

施設等を退所して自立をしなければならないタイミングで、次のステージが進学・就職に関わらず、子ども一人一人が希望する方向にたどり着けるよう支援します。

●主な取り組み

「地域の架け橋横須賀 ステーション」の活用	社会的養護の子どもが、施設等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者等が協力して、就労や住まい探しを支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」を活用します。
施設への職業指導員の	児童養護施設の子どもが個々の希望や適性に応じて、職業選択が
配置	できるよう、職業指導員を配置します。

117181141171811414141

学習指導講師の派遣	児童養護施設の子どもに家庭学習の習慣付けの支援となるよう、 学習指導講師を派遣します。	
学校外での活動の支援	自立に向けた選択肢の幅が広がるよう、学校外での塾や習い事に 係る費用の一部を補助します。	
身元保証人の費用補助	施設長が、退所する子どもの住まい等の身元保証人になる際の負担軽減を減らすため、その費用を補助します。	

M~L4\AYAM~L4\AYAM\L4\AYAM\L4\AYAM\L4\AYAM\L4\AYAM\

Ⅲ-2 社会的自立に向けた基盤づくりの支援

市で実施している自立支援の会議の充実、自立援助ホームによる社会的自立の推進、施設養育や里親・ファミリーホームによる養育を受けていた者への引き続きの自立支援全般を担う「自立支援コーディネーター」の配置により、自立後も安心して相談できる体制を整えます。

●主な取り組み

青少年自立支援関係機 関連絡会議の開催	社会的養護の子どもを含め、社会生活が困難である青少年に対する支援を効果的に実施するために「青少年自立支援関係機関連絡会議」を開催します。
自立援助ホームによる 自立支援	主に 18 歳から 20 歳までの者に対して、社会に出るまでの中間施設である自立援助ホームで、相談や日常生活上の援助、就労支援により、自立を支援します。また、自立を促進するため、日頃から自立援助ホームが主体となって、児童養護施設、里親・ファミリーホーム、企業等と積極的なネットワークづくりを進めます。
自立支援コーディネータ ーの配置	18 歳を迎えて、施設や里親・ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。

取り組みの方向性Ⅳ 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実

Ⅳ-1 児童相談所の機能強化

本市の児童相談所は、中核市による設置が可能となった平成 18 年4月に開設し、以来、 地域に密着したきめ細かい支援を念頭に、医療・教育・警察等の関係機関と一体となり虐待 防止対策全般に取り組んでいます。

令和2年度からは、児童相談課とこども家庭支援課による「こども家庭支援センター」の 新設で組織体制を強化し、平成30年12月に国から示された「児童虐待防止対策体制総合 強化プラン」にある、職員の配置基準見直しなどを踏まえ、量的拡充・質的向上を図ります。

\ *A* \ *I* \ *A* \ \ \ \ \ \ \ \ *A* \ \ *A* \ \ *A* \ \ *A*

第4章 具体的な施策

●主な取り組み

弁護士の配置	法的対応強化のため、弁護士を配置し、子どもに関わる様々な法 律問題や保護者とのトラブル防止に努めます。
精神科医師の配置	医学的な見地による保護者や職員への助言を行うため、精神科医師を配置します。
学識経験者、実務経験 者によるスーパーバイ ズ	学識経験者による専門的助言の体制強化を図り、ケースワークに おける効率的・効果的な対応を行います。
児童相談所職員の充実	児童福祉司、児童心理司の適切な配置を行い、ケースワークとカウンセリングの充実を図ります。

Ⅳ-2 一時保護体制の充実

一時保護所は、子どもの最善の利益を守るため、安心感と安全を提供する場である ことが必須です。利用する子どもと保護者のニーズなどをしっかりと整理し、職員全 員が連携の上、適切なアセスメントを行います。

本市の一時保護所は、平成 20 年度に竣工した比較的新しい施設(定員 25 人)であることから、当面は現状の職員体制、シェルター機能を維持しながら、子どもの安心・安全な環境を常に整備し、国の「一時保護ガイドライン」をもとに適切な支援を行います。

●主な取り組み

一時保護のしおり作成	子どものためのしおりを作成し、一時保護所内のルールや権利が侵害された時の解決方法等を子どもの年齢に応じて説明します。
ー時保護ガイドライン の徹底	職員研修により、一時保護ガイドラインの内容を職員へ徹底します。
関係機関との連携	触法少年等の一時保護の対応方法について、警察等と検討を図り ます。
里親への一時保護の拡大	一時保護所の生活では通学、外出が難しい状況であることから、 通学が必要な子どものために、一時保護委託が可能な里親の確保 に努めます。